

除染等工事共通仕様書（第8版）（抜粋）

1-1-23 手当等の支給

(1) 受注者は、除染特別地域内において作業する除染等作業員に対し、労賃に加え、特殊勤務手当として以下の額(1日の作業時間が4時間に満たない場合は、手当に60/100を乗じた額)を支給しなければならない。ただし、本工事と同程度に特殊な勤務に就くことを前提としている者について、その労賃の一部が特殊勤務手当に相当する額を構成していることを合理的に説明できる場合は、この限りではない。

① 除染等業務従事者

帰還困難区域 1日あたり1万円

居住制限区域、避難指示解除準備区域 1日あたり6,600円

② 除染特別地域内においてその他調査業務等に従事する者(外業に限る)

人事院規則(東日本大震災に対処するための人事院規則 9-30(特殊勤務手当)の特例)に定める手当額

(2) 受注者は、除染等作業員に係る労働条件通知書(労働基準法第15条に規定する労働条件を明示した書面)に、特殊勤務手当に関する事項が適切に反映されるよう周知する等必要な措置を講じなければならない。

(3) 受注者は、適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されていることを、原則3ヶ月毎に賃金台帳等で確認しなければならない。

(4) 受注者は、適正な賃金及び特殊勤務手当が支給されたことを証するため、監督職員が指定する書類に賃金台帳等の書類を添付して、工事の完了後速やかに、監督職員に提示しなければならない。